



令和6年度第1回湘南東部地区保健医療福祉推進会議 資料3

有床診療所のプラン策定

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課

○ この資料は、有床診療所のプラン策定について整理したものです。

有床診療所の
プラン策定

- 1 これまでの2025プランの動向と論点
- 2 論点 有床診療所のプランの策定
- 3 有床診療所のプラン様式（案）
- 4 有床診療所のプラン策定に向けた日程
- 5 本日も協議いただきたい事項

1 これまでの2025プランの動向と論点

病院	有床診療所
1 当初策定（平成29～30年度）	
<ul style="list-style-type: none">● 平成29～30年度にかけて、病院を対象として、公的医療機関等による「公的医療機関等2025プラン」、民間病院による「2025年に向けた対応方針」（以下合わせて「2025プラン」という）の策定を依頼● その後、各病院の2025プランに変更が生じた場合、各地域の地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）で協議していた。	<ul style="list-style-type: none">● これまで有床診療所は対象から除外し、病院に策定を求めてきていた。
2 現状（令和4年度～現在）と課題	
<ul style="list-style-type: none">● この間、2025プランの変更について、しっかりと調整会議にて協議している案件がある一方で、様々な事情により、協議を経ずに2025プラン内容を実質的に変更しているケースが散見された。	<ul style="list-style-type: none">● 有床診療所の2025プランの策定について、厚生労働省から度々指示されている。
3 今後の対応（本日の協議事項）	
<ul style="list-style-type: none">● そこで、2025プランの変更がある場合は、あらためて変更後のプランの再提出を依頼したところ、69件（既に2025プランを変更済みのケースを含む）の報告があった。● このため、<u>2025プランの変更と地域における協議手続</u>について、改めて整理の上、今後の協議・報告手続について協議したい。 (論点1-1・1-2)	<ul style="list-style-type: none">● <u>有床診療所*</u>によるプランの策定手続等について協議したい。 (論点) <p>* 県内の有床診療所数：156箇所 (出典：令和5年病床機能報告)</p>

課題

- 厚生労働省では、**プラン策定率100%を目標**としており、有床診療所にもプランの策定を求めている。
- 策定率の状況によって、今後の基金配分の際に考慮されることも予測されるため、**有床診療所にもプランの策定を求めていく**必要がある。
- ただし、**単に2025年までのプランの策定を求めても**、診療所から**その必要性に違和感を持たれる可能性**がある。
- 一方、有床診療所では、後継者の有無などが今後の課題となることも想定されることから、**後継者の有無や、医療提供の持続可能性を把握**することも必要ではないか。

対応

論点：**有床診療所の今後の医療提供の見通し等を把握**するため、次の手順で、2040年に向けた有床診療所の見通し等をプランとして策定いただき、**各地域で共有**することとしてはどうか。

- ① 保健医療計画推進会議で了承を得て、次頁の様式で有床診療所に策定を依頼する。
提出期限 令和6年10月中旬
- ② 策定結果を県で取りまとめ、第2回調整会議（令和6年11月～12月頃）及び第3回保健医療計画推進会議（令和7年3月頃）で共有

3 有床診療所のプラン内容について（案）

■プラン策定に当たっての基本的な考え方

- 記載いただく事項を可能な限り簡略化し、有床診療所の負担軽減を図る。

■プラン内容

【基本情報】

医療機関名称、医療機関コード、所在地、担当者名、連絡先

【病床の状況】

許可病床数 : 現在、2040年の見込み、変更時期

病床機能別病床数 : 現在、2040年の見込み、変更時期

【診療科目】

診療科目（選択式）、診療科目の今後の変更予定（選択式）、変更時期

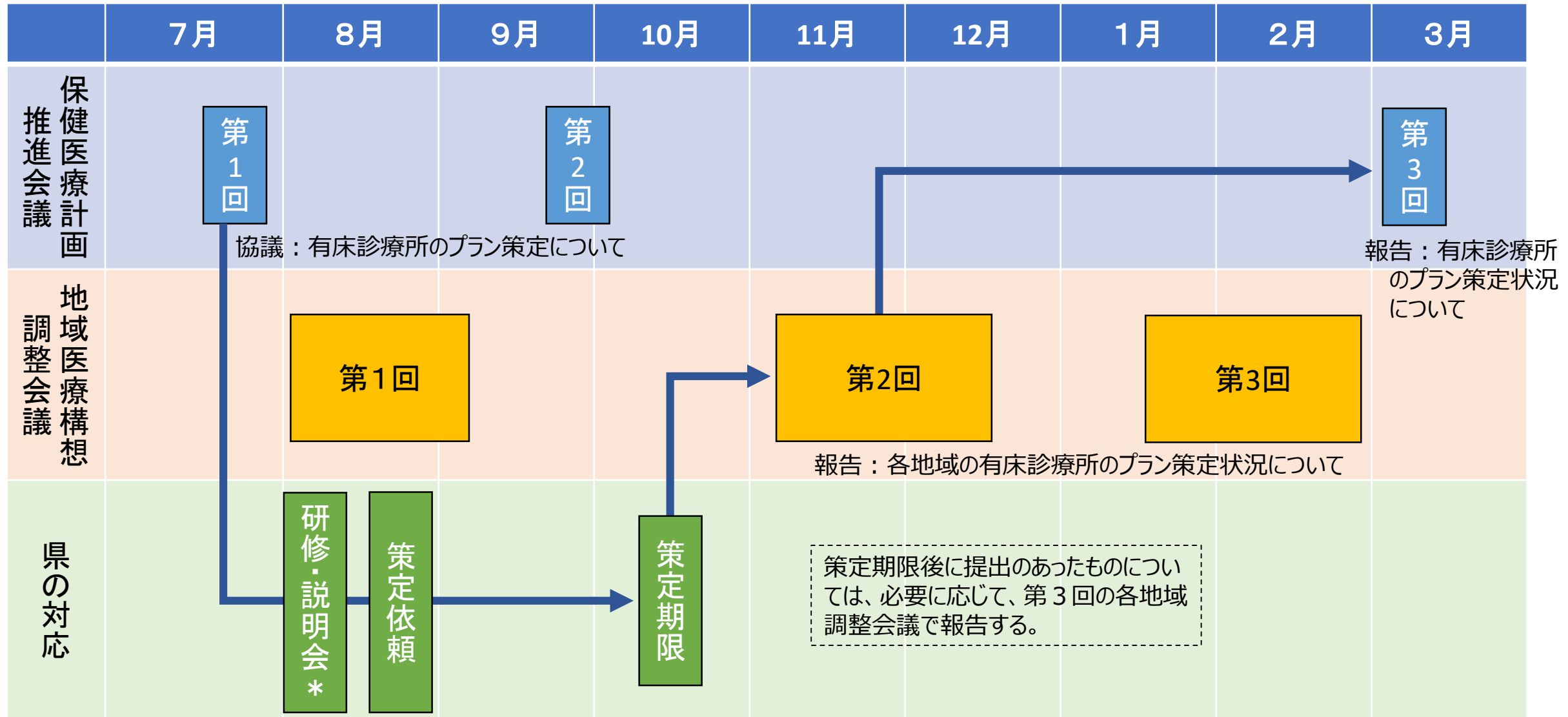
【2040年頃に向けた診療継続上の課題等】

課題等の有無（選択式）

▶課題あり場合の内容（選択式・一部記述式）

【その他自由記載】

4 有床診療所のプラン策定に向けた日程（R6年度）



* 神奈川県医師会との共催で、地域医療構想の研修 + プラン策定の説明会を行う。

(有床診療所のプランの策定)

◇論点：有床診療所へのプラン策定（スライド3）

- 事務局にてお示しした手順に基づき、今年度中に有床診療所においてもプランを作成することについて